

## 第 2 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 46 号議案	令和 4 年度敦賀市一般会計補正予算(第 3 号)	1
第 47 号議案	令和 4 年度市立敦賀病院事業会計補正予算(第 1 号)	43
第 48 号議案	令和 4 年度敦賀市水道事業会計補正予算(第 1 号)	49
第 49 号議案	敦賀駅西広場公園の設置及び管理に関する条例制定の件	1
第 50 号議案	敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正の件	7
第 51 号議案	敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件	9
第 52 号議案	敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	11
第 53 号議案	敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件	13
第 54 号議案	敦賀市介護保険条例の一部改正の件	15
第 55 号議案	敦賀市知育・啓発施設の財産取得の件	17
第 56 号議案	敦賀市知育・啓発施設用書籍購入の件	19
第 57 号議案	敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事(埋立処分棟建築)請負契約の件	21

議案番号	事 案 名	頁
第 58 号議案	令和 4 年度新幹線駅前広場キャノピー新設工事 請負契約の件	23
報告第 2 号	専決処分事項の報告の件 (令和 3 年度敦賀市一般会計補正予算(第 15 号))	25
報告第 3 号	専決処分事項の報告の件 (令和 3 年度敦賀市港湾施設事業特別会計補正 予算(第 1 号))	65
報告第 4 号	専決処分事項の報告の件 (令和 3 年度市立敦賀病院事業会計補正予算(第 5 号))	81
報告第 5 号	専決処分事項の報告の件 (令和 4 年度敦賀市一般会計補正予算(第 2 号))	89
報告第 6 号	専決処分事項の報告の件 (敦賀市市税賦課徴収条例等の一部を改正する 条例)	111
報告第 7 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	121
報告第 8 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	125
報告第 9 号	継続費繰越計算書の報告の件 (令和 3 年度敦賀市一般会計)	129
報告第 10 号	繰越明許費繰越計算書の報告の件 (令和 3 年度敦賀市一般会計)	133
報告第 11 号	繰越明許費繰越計算書の報告の件 (令和 3 年度敦賀市産業団地整備事業特別会計)	139

議案番号	事 案 名	頁
報告第 12 号	繰越明許費繰越計算書の報告の件 (令和3年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計)	143
報告第 13 号	繰越計算書の報告の件 (令和3年度敦賀市水道事業会計)	147
報告第 14 号	繰越計算書の報告の件 (令和3年度敦賀市下水道事業会計)	151



第 49 号 議 案

敦賀駅西広場公園の設置及び管理に関する条例制定の件

敦賀駅西広場公園の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

敦賀駅西広場公園の設置及び管理に関する条例

(目的及び設置)

第1条 敦賀駅西地区のにぎわいを創出し、人々の交流を促進するとともに、公衆の利便と回遊性の向上を図るため、敦賀駅西広場公園（以下「駅西広場公園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 駅西広場公園は、敦賀市鉄輪町1丁目に置く。

(業務)

第3条 駅西広場公園は、第1条に規定する設置の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) にぎわいを創出し、市民及び観光者の交流を促進する場所の提供
- (2) 公衆の利便と回遊性の向上を図るための適切な管理
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(使用の許可)

第4条 駅西広場公園の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な限度において条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駅西広場公園の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) その他市長が不適當であると認めるとき。

(許可の目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に駅西広場公園を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損傷又は滅失の届出)

第7条 施設又は設備を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

(1) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。

(2) 第4条第2項の条件に違反したとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するものと認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) その他管理運営上やむを得ない理由により特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更した場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に掲げる使用料を市に前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、後納することができる。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公用又は公共の用のために駅西広場公園を使用する場合で特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他やむを得ない事由により駅西広場公園を使用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、使用者の責めに帰することができない事由により駅西広場公園を使用することができなくなったとき。

(特別な設備等の許可)

第12条 使用者は、駅西広場公園に特別な設備器具を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により生じる経費は使用者の負担とする。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、駅西広場公園の使用を終了したとき、第8条第1項の規定により使用許可を取り消されたとき、又は前条第1項の規定により特別な設備器具を設置し、若しくは施設の原状を変更したときは、直ちに当該施設を原状に回復し、市長の点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の規定を履行しないときは、市長が使用者に代わってこれを執行し、その費用は使用者の負担とする。

(禁止行為)

第14条 駅西広場公園において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駅西広場公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 周りの住民その他第三者の迷惑になる行為をすること。

(3) ごみその他汚物を廃棄すること。

(4) 無断で営業、募金その他これらに類する行為をすること。

(5) 無断ではり紙若しくははり札又は広告の表示をすること。

(6) 危険物を持ち込み、又は施設利用者に危害を与える行為をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、駅西広場公園の使用及び管理に支障がある行為をすること。

2 市長は、前項に掲げるいずれかの行為をした者に対し、駅西広場公園の使用の中止を命じることができる。

(損害賠償)

第15条 施設、附属設備、器具等を汚損し、損壊し、又は滅失させた者は、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除するこ

とができる。

- 2 市長は、駅西広場公園において天災等不可抗力により生じた損害、盗難等市長の責めによらない原因で生じた損害については、その責めを負わない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

別表（第9条関係）

区分	算定基礎	使用時間	金額
駅西広場公園	1平方メートルにつき	1時間当たり	5円
電気設備	1か所につき	24時間当たり	150円
上水道	1か所につき	24時間当たり	100円
照明設備	1か所につき	1回当たり	10円

備考

- 1 駅西広場公園の使用料の計算に当たり、使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間として計算する。
- 2 電気設備及び上水道の使用料の計算に当たり、使用時間に24時間未満の端数が生じたときは、これを24時間として計算する。
- 3 照明設備の使用は原則18時から22時までとする。

#### 提案理由

敦賀駅西地区のにぎわいを創出し、人々の交流を促進するとともに、公衆の利便と回遊性の向上を図るため、敦賀駅西広場公園を設置したいので、この案を提出する。

第 50 号 議 案

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正の件

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年敦賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条中「525円06銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

第6条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要がある  
ので、この案を提出する。

第 5 1 号 議 案

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

## 敦賀市条例第 号

### 敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例（平成29年敦賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「当該月の末日までの間」の次に「（自動車駐車場の駐車のために供する部分の全てが利用されているときを除く。）」を加え、同表備考2中「休日を除く日」の次に「（自動車駐車場の駐車のために供する部分の全てが利用されているときを除く。）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### 提案理由

敦賀駅西地区の供用開始に伴い、当該地区周辺の混雑緩和を図るため、敦賀市駅前立体駐車場における定期駐車券の運用方法を変更したいので、この案を提出する。

第 52 号 議 案

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

## 敦賀市条例第 号

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第57条中「交付し」を「交付しなければならない。」に、「通知し」を「通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第 53 号 議 案

敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市市税賦課徴収条例（昭和25年敦賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第29条第1項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯に対する国民健康保険税の減免に関する特例措置を延長したいので、この案を提出する。

第 54 号 議 案

敦賀市介護保険条例の一部改正の件

敦賀市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市介護保険条例の一部を改正する条例

敦賀市介護保険条例（平成12年敦賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第11条第1項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者に対する介護保険料の減免に関する特例措置を延長したいので、この案を提出する。

第 55 号 議 案

敦賀市知育・啓発施設の財産取得の件

敦賀市知育・啓発施設の財産として、次のとおり買い入れる。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

- 1 買入物件 敦賀市知育・啓発施設の内装及び造作一式
- 2 買入価格 金 2 7 9 , 6 2 0 , 0 0 0 円
- 3 相 手 方 東京都港区赤坂八丁目 4 番 1 4 号  
合同会社敦賀駅西口 P J  
代表社員 一般社団法人敦賀駅西口 P J  
職務執行者 高 山 義 雄

提案理由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。



第 56 号 議 案

敦賀市知育・啓発施設用書籍購入の件

敦賀市知育・啓発施設用書籍を次のとおり購入する。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

- 1 物品及び数量 敦賀市知育・啓発施設用書籍 31,008冊
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 金61,057,700円
- 4 契約の相手方 丸善雄松堂・編集工学研究所共同企業体  
代表者 東京都港区海岸一丁目9番18号  
丸善雄松堂株式会社  
代表取締役社長 矢野正也  
構成員 東京都世田谷区赤堤二丁目15番3号  
株式会社編集工学研究所  
代表取締役社長 野村育弘

### 提案理由

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第 57 号 議 案

敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（埋立処分棟建築）  
請負契約の件

敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（埋立処分棟建築）請負契約を次のとおり締結する。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

- 1 契約の目的 敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（埋立処分棟建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 2, 398, 000, 000 円
- 4 契約の相手方 (株)塩浜工業、濱田建設(株)、(株)谷口工務店、敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（埋立処分棟建築）特定建設工事共同企業体  
代表者 福井県敦賀市観音町12番1  
株式会社塩浜工業  
代表取締役 塩 浜 都 広  
構成員 福井県敦賀市本町2丁目8番地の3  
濱田建設株式会社  
代表取締役 浜 田 肇

構成員 福井県三方郡美浜町郷市第47号5番地の1  
株式会社谷口工務店  
代表取締役 谷 口 直 利

提案理由

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第 58 号 議 案

令和 4 年度新幹線駅前広場キャノピー新設工事請負契約の件

令和 4 年度新幹線駅前広場キャノピー新設工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

- 1 契約の目的 令和 4 年度新幹線駅前広場キャノピー新設工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 906,939,000 円
- 4 契約の相手方 福井県敦賀市港町 8 番 1 号  
株式会社関組敦賀営業所  
所長 笹 山 宏 志

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。



## 報告第2号

### 専決処分事項の報告の件

令和3年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信



専 決 第 4 号

市長専決処分の件

令和3年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日 専決

敦賀市長 淵 上 隆 信

## 令和3年度敦賀市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度敦賀市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75,868千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,305,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方譲与税		216,677	10,954	227,631
	20 特別とん譲与税	20,000	10,954	30,954
12 配当割交付金		40,000	13,675	53,675
	5 配当割交付金	40,000	13,675	53,675
15 株式等譲渡所得割交付金		30,000	32,409	62,409
	5 株式等譲渡所得割交付金	30,000	32,409	62,409
17 法人事業税交付金		100,000	81,110	181,110
	5 法人事業税交付金	100,000	81,110	181,110
18 地方消費税交付金		1,450,000	137,020	1,587,020
	5 地方消費税交付金	1,450,000	137,020	1,587,020
27 地方特例交付金		465,000	△251,442	213,558
	10 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	395,000	△251,442	143,558
30 地方交付税		1,973,914	77,095	2,051,009
	5 地方交付税	1,973,914	77,095	2,051,009
42 国庫支出金		8,439,831	△201,477	8,238,354
	5 国庫負担金	2,321,159	5,667	2,326,826
	10 国庫補助金	6,062,863	△207,144	5,855,719
48 財産収入		44,560	24,493	69,053
	10 財産売払収入	28,521	24,493	53,014
51 寄附金		7,734,799	22,016	7,756,815
	5 寄附金	7,734,799	22,016	7,756,815
54 繰入金		829,959	△275,657	554,302
	5 繰入金	829,959	△275,657	554,302
57 繰越金		755,085	394,563	1,149,648
	5 繰越金	755,085	394,563	1,149,648
60 諸収入		922,674	11,109	933,783
	25 雑入	489,903	11,109	501,012
歳入合計		42,230,007	75,868	42,305,875

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 総務費		11,495,217	325,800	11,821,017
	5 総務管理費	10,986,259	325,800	11,312,059
9 民生費		12,218,298	△221,344	11,996,954
	5 社会福祉費	5,796,204	△154,500	5,641,704
	10 児童福祉費	5,815,768	△74,400	5,741,368
	15 生活保護費	606,326	7,556	613,882
12 衛生費		3,315,317	△29,375	3,285,942
	5 保健衛生費	2,119,650	△29,375	2,090,275
24 土木費		5,146,627	695	5,147,322
	5 土木管理費	95,675	357	96,032
	15 河川費	50,218	32	50,250
	30 住宅費	424,211	306	424,517
30 教育費		4,308,651	92	4,308,743
	5 教育総務費	662,327	92	662,419
歳 出 合 計		42,230,007	75,868	42,305,875

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

1 追 加 (単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 民生費	5 社会福祉費	生活困窮者自立 支援金給付事業	6,120

2 変 更 (単位 千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
9 民生費	5 社会福祉費	非課税世帯等臨時 特別給付金	730,000	40,000



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 地方譲与税	216,677	10,954	227,631
12 配当割交付金	40,000	13,675	53,675
15 株式等譲渡所得割交付金	30,000	32,409	62,409
17 法人事業税交付金	100,000	81,110	181,110
18 地方消費税交付金	1,450,000	137,020	1,587,020
27 地方特例交付金	465,000	△251,442	213,558
30 地方交付税	1,973,914	77,095	2,051,009
42 国庫支出金	8,439,831	△201,477	8,238,354
48 財産収入	44,560	24,493	69,053
51 寄附金	7,734,799	22,016	7,756,815
54 繰入金	829,959	△275,657	554,302
57 繰越金	755,085	394,563	1,149,648
60 諸収入	922,674	11,109	933,783
歳入合計	42,230,007	75,868	42,305,875





## 2 歳 入

(款) 6 地方譲与税  
(項) 20 特別とん譲与税

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
6		地方譲与税	216,677	10,954	227,631
	20	特別とん譲与税	20,000	10,954	30,954
		3	特別とん譲与税	20,000	10,954
12		配当割交付金	40,000	13,675	53,675
	5	配当割交付金	40,000	13,675	53,675
		3	配当割交付金	40,000	13,675
15		株式等譲渡所得割交付金	30,000	32,409	62,409
	5	株式等譲渡所得割交付金	30,000	32,409	62,409
		3	株式等譲渡所得割交付金	30,000	32,409
17		法人事業税交付金	100,000	81,110	181,110
	5	法人事業税交付金	100,000	81,110	181,110
		3	法人事業税交付金	100,000	81,110
18		地方消費税交付金	1,450,000	137,020	1,587,020
	5	地方消費税交付金	1,450,000	137,020	1,587,020
		3	地方消費税交付金	1,450,000	137,020
27		地方特例交付金	465,000	△251,442	213,558
	10	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	395,000	△251,442	143,558
		3	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	395,000	△251,442
30		地方交付税	1,973,914	77,095	2,051,009
	5	地方交付税	1,973,914	77,095	2,051,009
		3	地方交付税	1,973,914	77,095
42		国庫支出金	8,439,831	△201,477	8,238,354
	5	国庫負担金	2,321,159	5,667	2,326,826

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 特別とん譲 与税	10,954	1 特別とん譲与税
5 配当割交付 金	13,675	1 配当割交付金
5 株式等譲渡 所得割交付 金	32,409	1 株式等譲渡所得割交付金
5 法人事業税 交付金	81,110	1 法人事業税交付金
5 地方消費税 交付金	137,020	1 地方消費税交付金
5 新型コロナ ウイルス感 染症対策地 方税減収補 填特別交付 金	△251,442	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金
5 地方交付税	77,095	1 特別交付税

(款) 42 国庫支出金  
(項) 5 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	3	民生費国庫負担金	2,174,319	5,667	2,179,986
10		国庫補助金	6,062,863	△207,144	5,855,719
	6	民生費国庫補助金	3,073,329	△228,900	2,844,429
	18	商工費国庫補助金	328,669	21,756	350,425
48		財産収入	44,560	24,493	69,053
	10	財産売払収入	28,521	24,493	53,014
	3	不動産売払収入	28,520	24,493	53,013
51		寄 附 金	7,734,799	22,016	7,756,815
	5	寄 附 金	7,734,799	22,016	7,756,815
	30	ふるさと納税寄附金	7,710,000	22,016	7,732,016
54		繰 入 金	829,959	△275,657	554,302
	5	繰 入 金	829,959	△275,657	554,302
	1	特別会計繰入金	36,033	1,844	37,877
	3	基金繰入金	793,926	△277,501	516,425
57		繰 越 金	755,085	394,563	1,149,648
	5	繰 越 金	755,085	394,563	1,149,648
	3	繰 越 金	755,085	394,563	1,149,648
60		諸 収 入	922,674	11,109	933,783

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
55 生活保護費負担金	5,667	1 生活保護費負担金	
5 社会福祉費補助金	△154,500	1 非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金	
10 児童福祉費補助金	△74,400	1 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金	△33,100
		2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	△41,300
5 商工費補助金	21,756	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (1)中小企業者事業継続支援給付金交付金	
5 土地売払収入	24,493	1 土地売払収入	
5 ふるさと納税寄附金	22,016	1 ふるさと納税寄附金	
10 港湾施設事業特別会計繰入金	1,844	1 港湾施設事業特別会計繰入金	
40 公共施設等総合管理基金繰入金	△288,138	1 公共施設等総合管理基金繰入金	△288,138
		(1)庁舎整備事業費繰入金	(△269,146)
		(2)旧庁舎解体事業費繰入金	(△12,500)
		(3)一般廃棄物最終処分場整備事業費繰入金	(△6,492)
90 職員退職手当基金繰入金	10,637	1 職員退職手当基金繰入金	
5 繰越金	394,563	1 繰越金	

(款) 60 諸収入  
(項) 25 雑収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
25		雑 入	489,903	11,109	501,012
	15	雑 入	488,140	11,109	499,249

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
90 雑入		11,109	1 宝くじ収益配当金

3 歳 出

(款) 6 総務費  
(項) 5 総務管理費

6	5	3	15	18	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
									特定財源	一般財源
					総務費	11,495,217	325,800	11,821,017	335,646	△9,846
					総務管理費	10,986,259	325,800	11,312,059	335,646	△9,846
					一般管理費	1,226,416	10,784	1,237,200	繰入金 10,637	147
					財産管理費	583,896	300,000	883,896		300,000
					企画費	8,013,787	15,016	8,028,803	寄附金 325,009	△309,993

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	10,784	1 職員給与費（一般職） 職員手当等	△961 (△961)
		2 退職手当費（一般職） 職員手当等	10,637 (10,637)
		3 退職手当費（会計年度任用職） 職員手当等	1,108 (1,108)
24 積立金	300,000	1 公共施設等総合管理基金積立金 積立金	300,000 (300,000)
8 旅 費	△97	1 ふるさと納税事業費 旅費	△309,993 (△97)
11 役 務 費	△5,426	役務費 委託料	(△5,426) (△304,470)
12 委 託 料	△304,470	2 ふるさと応援基金積立金 積立金	325,009 (325,009)
24 積立金	325,009		

(款) 9 民生費  
(項) 5 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		民生費	12,218,298	△221,344	11,996,954	△223,233	1,889
	5	社会福祉費	5,796,204	△154,500	5,641,704	△154,500	
		30 臨時特別給 付金給付費	748,000	△154,500	593,500	国庫支出金 △154,500	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	△154,500	1 非課税世帯等臨時特別給付金 負担金補助及び交付金	△154,500 (△154,500)

(款) 9 民生費  
(項) 10 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10		児童福祉費	5,815,768	△74,400	5,741,368	△74,400	
	30	子育て世帯 臨時特別給 付金給付費	1,012,873	△33,100	979,773	国庫支出金 △33,100	
	36	子育て世帯 生活支援特 別給付金給 付費	105,253	△41,300	63,953	国庫支出金 △41,300	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	△33,100	1 子育て世帯臨時特別給付金 負担金補助及び交付金	△33,100 (△33,100)
18 負担金補助 及び交付金	△41,300	1 子育て世帯生活支援特別給付金 負担金補助及び交付金	△41,300 (△41,300)

(款) 9 民生費  
(項) 15 生活保護費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
15		生活保護費	606,326	7,556	613,882	5,667	1,889
	6	扶 助 費	594,823	7,556	602,379	国庫支出金 5,667	1,889

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 扶 助 費	7,556	1 生活保護費 扶助費	7,556 (7,556)

(款) 12 衛生費  
(項) 5 保健衛生費

12	5	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	3,315,317	△29,375	3,285,942		△29,375
		保健衛生費	2,119,650	△29,375	2,090,275		△29,375
	3	保健衛生総務費	1,132,915	2,451	1,135,366		2,451
	6	予 防 費	333,582	△32,000	301,582		△32,000
	24	環境保全対策費	55,883	174	56,057		174

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	2,451	1 新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業費 負担金補助及び交付金	2,451 (2,451)
12 委 託 料	△32,000	1 各種予防接種費 委託料	△32,000 (△32,000)
3 職員手当等	174	1 職員給与費 職員手当等	174 (174)

(款) 24 土木費  
(項) 5 土木管理費

24	5	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			土 木 費	5,146,627	695	5,147,322		695
			土木管理費	95,675	357	96,032		357
			土木総務費	95,675	357	96,032		357

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	357	1 職員給与費 職員手当等	357 (357)

(款) 24 土木費  
(項) 15 河川費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	15	河川費	50,218	32	50,250		32
		6 河川改良費	48,896	32	48,928		32

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	32	1 職員給与費 職員手当等	32 (32)

(款) 24 土木費  
(項) 30 住宅費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
30		住宅費	424,211	306	424,517		306
	3	住宅総務費	98,221	101	98,322		101
	6	住宅管理費	325,990	205	326,195		205

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	101	1 職員給与費 職員手当等	101 (101)
3 職員手当等	205	1 職員給与費 職員手当等	205 (205)

(款) 30 教育費  
(項) 5 教育総務費

30	5	12	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			教育費	4,308,651	92	4,308,743		92
			教育総務費	662,327	92	662,419		92
			給食センタ 一費	338,558	92	338,650		92

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	92	1 職員給与費 職員手当等	92 (92)

## 補正予算給与費明細書

### 2 一般職

#### (1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(302)人 852	225,798	2,322,327	1,485,305	4,033,430	734,386	4,767,816	
補正前	(302) 852	225,798	2,322,327	1,473,560	4,021,685	734,386	4,756,071	
比 較	(0) 0	0	0	11,745	11,745	0	11,745	

※職員数の( )内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補正後	551,840	268,672	238,486	44,562	30,954	69,737	1,083
	補正前	551,840	268,672	238,486	44,562	30,954	69,737	1,083
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務 手 当	住居手当	管理職員特 別勤務手当	退職手当	地域手当		計
	補正後	2,763	31,396	408	243,135	2,269		1,485,305
	補正前	2,763	31,396	408	231,390	2,269		1,473,560
	比 較	0	0	0	11,745	0		11,745

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	508 <sup>人</sup>		1,649,553	1,275,574	2,925,127	539,920	3,465,047	
補 正 前	508		1,649,553	1,264,937	2,914,490	539,920	3,454,410	
比 較	0		0	10,637	10,637	0	10,637	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補 正 後	377,029	268,672	222,492	44,562	21,771	69,737	1,083
	補 正 前	377,029	268,672	222,492	44,562	21,771	69,737	1,083
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務手 当	住居手当	管理職員特別勤務手 当	退職手当	地域手当		計
	補 正 後	1,821	31,396	408	234,334	2,269		1,275,574
	補 正 前	1,821	31,396	408	223,697	2,269		1,264,937
	比 較	0	0	0	10,637	0		10,637

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(302) 人 344	225,798	672,774	209,731	1,108,303	194,466	1,302,769	
補 正 前	(302) 344	225,798	672,774	208,623	1,107,195	194,466	1,301,661	
比 較	(0) 0	0	0	1,108	1,108	0	1,108	

※職員数の( )内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	超過勤務 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	退職手当		計
	補 正 後	174,811	15,994	9,183	942	8,801		209,731
	補 正 前	174,811	15,994	9,183	942	7,693		208,623
	比 較	0	0	0	0	1,108		1,108

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
職 員 手 当	11,745	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	11,745	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	

## 報告第3号

### 専決処分事項の報告の件

令和3年度敦賀市港湾施設事業特別会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信



専 決 第 5 号

市長専決処分の件

令和3年度敦賀市港湾施設事業特別会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日 専決

敦賀市長 淵 上 隆 信

## 令和3年度敦賀市港湾施設事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度敦賀市の港湾施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,687千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 使用料及び手数料		18,088	1,461	19,549
	5 使用料	18,088	1,461	19,549
歳入	合計	19,226	1,461	20,687

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 港湾施設事業費		4,028	△383	3,645
	5 管理費	4,028	△383	3,645
4 諸支出金		0	1,844	1,844
	5 繰出金	0	1,844	1,844
歳 出	合 計	19,226	1,461	20,687







## 2 歳 入

(款) 3 使用料及び手数料  
(項) 5 使用料

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		使用料及び手数料	18,088	1,461	19,549
	5	使 用 料	18,088	1,461	19,549
		3 港湾施設使用料	18,088	1,461	19,549

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 港湾施設使用料	1,461	1 野積場等使用料

3 歳 出

(款) 3 港湾施設事業費  
(項) 5 管理費

3	5	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			港湾施設事業費	4,028	△383	3,645		△383
			管 理 費	4,028	△383	3,645		△383
			上屋管理費	4,028	△383	3,645		△383

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	△122	1 上屋管理経費	△383
		需用費	(△122)
26 公課費	△261	公課費	(△261)

(款) 4 諸支出金  
(項) 5 繰出金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		諸支出金	0	1,844	1,844		1,844
	5	繰出金	0	1,844	1,844		1,844
		3 一般会計繰 出金	0	1,844	1,844		1,844

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
27 繰 出 金	1,844	1 一般会計繰出金 繰出金	1,844 (1,844)



## 報告第4号

### 専決処分事項の報告の件

令和3年度市立敦賀病院事業会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 渕 上 隆 信



専決第6号

市長専決処分の件

令和3年度市立敦賀病院事業会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日 専決

敦賀市長 淵上隆信

令和3年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和3年度市立敦賀病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和3年度市立敦賀病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文かっこ書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「259,757千円」を「263,517千円」に、過年度分損益勘定留保資金「259,757千円」を「263,517千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	661,132千円	△29,247千円	631,885千円
第1項 企業債	227,600千円	△19,600千円	208,000千円
第3項 補助金	161,040千円	△9,647千円	151,393千円

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	920,889千円	△25,487千円	895,402千円
第1項 建設改良費	438,120千円	△27,537千円	410,583千円
第3項 投 資	46,800千円	2,050千円	48,850千円

(企業債)

第3条 予算第5条に定めた企業債のうち限度額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
医療機器整備事業	217,400	197,800

令和3年度市立敦賀病院事業会計予算実施計画補正  
資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			661,132	△ 29,247	631,885
	1 企業債		227,600	△ 19,600	208,000
		1 企業債	227,600	△ 19,600	208,000
	3 補助金		161,040	△ 9,647	151,393
		1 補助金	161,040	△ 9,647	151,393

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			920,889	△ 25,487	895,402
	1 建設改良費		438,120	△ 27,537	410,583
		2 資産購入費	382,243	△ 27,537	354,706
	3 投資		46,800	2,050	48,850
		1 長期貸付金	46,800	2,050	48,850

令和3年度市立敦賀病院事業会計補正予算実施計画説明書  
資本的収入及び支出

収入

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	資本的収入		661,132	△ 29,247	631,885	
1	企業債		227,600	△ 19,600	208,000	
	1 企業債		227,600	△ 19,600	208,000	
		1 企業債	227,600	△ 19,600	208,000	
3	補助金		161,040	△ 9,647	151,393	
	1 補助金		161,040	△ 9,647	151,393	
		1 嶺南地域急性期医療体制強化事業県補助金	133,100	△ 14,388	118,712	
		2 新型コロナウイルス感染症対策事業県補助金	27,940	4,741	32,681	

支出

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	資本的支出		920,889	△ 25,487	895,402	
1	建設改良費		438,120	△ 27,537	410,583	
	2 資産購入費		382,243	△ 27,537	354,706	
		1 医療器械購入費	379,698	△ 27,537	352,161	超音波診断装置等購入費
3	投資		46,800	2,050	48,850	
	1 長期貸付金		46,800	2,050	48,850	
		1 長期貸付金	46,800	2,050	48,850	医療従事者修学資金貸付金



## 報告第5号

### 専決処分事項の報告の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信



専決第7号

市長専決処分の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月13日 専決

敦賀市長 淵上隆信

## 令和4年度敦賀市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度敦賀市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ398,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,311,188千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
42 国庫支出金		5,504,429	398,696	5,903,125
	5 国庫負担金	2,265,071	82,570	2,347,641
	10 国庫補助金	3,197,365	316,126	3,513,491
歳入合計		37,912,492	398,696	38,311,188

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 民生費		10,818,364	238,038	11,056,402
	5 社会福祉費	5,334,641	162,000	5,496,641
	10 児童福祉費	4,869,533	76,038	4,945,571
12 衛生費		4,420,583	160,658	4,581,241
	5 保健衛生費	2,072,885	160,658	2,233,543
歳 出 合 計		37,912,492	398,696	38,311,188







2 歳 入

(款) 42 国庫支出金  
(項) 5 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
42		国庫支出金	5,504,429	398,696	5,903,125
	5	国庫負担金	2,265,071	82,570	2,347,641
	6	衛生費国庫負担金	99,683	82,570	182,253
	10	国庫補助金	3,197,365	316,126	3,513,491
	6	民生費国庫補助金	1,282,544	238,038	1,520,582
	9	衛生費国庫補助金	622,938	78,088	701,026

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
5 保健衛生費 負担金	82,570	1 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	
5 社会福祉費 補助金	162,000	1 非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金 2 非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金	12,000 150,000
10 児童福祉費 補助金	76,038	1 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	4,038 72,000
5 保健衛生費 補助金	78,088	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	

3 歳 出

(款) 9 民生費  
(項) 5 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		民生費	10,818,364	238,038	11,056,402	238,038	
	5	社会福祉費	5,334,641	162,000	5,496,641	162,000	
	30	臨時特別給 付金給付費	0	162,000	162,000	国庫支出金 162,000	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	600	1 非課税世帯等臨時特別給付金事務費	12,000
		給料	(600)
3 職員手当等	2,000	職員手当等	(2,000)
		共済費	(150)
4 共 済 費	150	需用費	(1,606)
		役務費	(839)
10 需 用 費	1,606	委託料	(6,805)
		2 非課税世帯等臨時特別給付金	150,000
11 役 務 費	839	負担金補助及び交付金	(150,000)
12 委 託 料	6,805		
18 負担金補助 及び交付金	150,000		

(款) 9 民生費  
(項) 10 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10		児童福祉費	4,869,533	76,038	4,945,571	76,038	
	36	子育て世帯 生活支援特 別給付金給 付費	0	76,038	76,038	国庫支出金 76,038	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	1,500	1 子育て世帯生活支援特別給付金事務費	4,038
		職員手当等	(1,500)
10 需用費	235	需用費	(235)
		役務費	(928)
11 役務費	928	委託料	(1,375)
		2 子育て世帯生活支援特別給付金	72,000
12 委託料	1,375	負担金補助及び交付金	(72,000)
18 負担金補助 及び交付金	72,000		

(款) 12 衛生費  
(項) 5 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
12		衛生費	4,420,583	160,658	4,581,241	160,658	
	5	保健衛生費	2,072,885	160,658	2,233,543	160,658	
	6	予 防 費	455,482	160,658	616,140	国庫支出金 160,658	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	3,500	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	78,088
		職員手当等	(3,500)
7 報 償 費	28,519	報償費	(28,519)
		需用費	(1,451)
10 需 用 費	1,451	役務費	(3,574)
		委託料	(40,756)
11 役 務 費	3,574	使用料及び賃借料	(288)
		2 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	82,570
12 委 託 料	123,326	委託料	(82,570)
13 使用料及び 賃借料	288		

## 補正予算給与費明細書

### 2 一般職

#### (1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(327)人 862	249,983	2,461,004	1,302,804	4,013,791	755,636	4,769,427	
補正前	(327) 861	249,983	2,460,404	1,295,804	4,006,191	755,486	4,761,677	
比較	(0) 1	0	600	7,000	7,600	150	7,750	

※職員数の( )内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補正後	526,981	287,494	209,322	45,504	31,959	69,976	1,074
	補正前	526,981	287,494	202,322	45,504	31,959	69,976	1,074
	比較	0	0	7,000	0	0	0	0
	区分	特殊勤務手当	住居手当	管理職員特別勤務手当	退職手当	地域手当		計
	補正後	2,900	31,158	600	93,508	2,328		1,302,804
	補正前	2,900	31,158	600	93,508	2,328		1,295,804
	比較	0	0	0	0	0		7,000

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	517 <sup>人</sup>		1,736,781	1,101,994	2,838,775	552,951	3,391,726	
補 正 前	517		1,736,781	1,094,994	2,831,775	552,951	3,384,726	
比 較	0		0	7,000	7,000	0	7,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補 正 後	350,857	287,494	195,314	45,504	22,253	69,976	1,074
	補 正 前	350,857	287,494	188,314	45,504	22,253	69,976	1,074
	比 較	0	0	7,000	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務手 当	住居手当	管理職員特 別勤務手当	退職手当	地域手当		計
	補 正 後	1,928	31,158	600	93,508	2,328		1,101,994
	補 正 前	1,928	31,158	600	93,508	2,328		1,094,994
	比 較	0	0	0	0	0		7,000

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(327) 人 345	249,983	724,223	200,810	1,175,016	202,685	1,377,701	
補 正 前	(327) 344	249,983	723,623	200,810	1,174,416	202,535	1,376,951	
比 較	(0) 1	0	600	0	600	150	750	

※職員数の( )内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	超過勤務 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当			計
	補 正 後	176,124	14,008	9,706	972			200,810
	補 正 前	176,124	14,008	9,706	972			200,810
	比 較	0	0	0	0			0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給 料	600	給与改定に伴う増減分	—	
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	600	異動等に伴う増減分
職 員 手 当	7,000	制度改正に伴う増減分	—	
		その他の増減分	7,000	



## 報告第6号

### 専決処分事項の報告の件

敦賀市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和4年敦賀市条例第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 渕 上 隆 信



専 決 第 3 号

市長専決処分の件

敦賀市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日 専決

敦賀市長 渕 上 隆 信

## 敦賀市条例第 1 1 号

### 敦賀市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 敦賀市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年敦賀市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 4 第 1 項中「交付」の次に「（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第 2 6 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 2 8 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 2 6 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 2 8 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 2 6 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 2 8 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第28条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第28条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第28条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第32条の6第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第59条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第59条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付

を含む。)の」を加える。

第151条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第171条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第21項中「附則第15条第35項」

を「附則第15条第34項」に改め、同条第22項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第7項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第9項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第16条の6第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の9中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の4の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の4の4第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の4の4第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第30条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第31条を削る。

(敦賀市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 敦賀市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(令和3年敦賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち敦賀市市税賦課徴収条例第28条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中敦賀市市税賦課徴収条例第28条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第28条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第30条の改正規定並びに同条例附則第31条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中敦賀市市税賦課徴収条例第26条第4項及び第6項、第26条の9第1項及び第2項、第28条の2第1項ただし書及び第2項並びに第28条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第18条の4の3第4項並びに第18条の4の4

第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

- (3) 第1条中敦賀市市税賦課徴収条例第10条の4第1項の改正規定、同条例第59条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第59条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第10条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第28条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の敦賀市市税賦課徴収条例（次項において「旧条例」という。）第28条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産課税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例第59条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例第59条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第7号

専決処分事項の報告の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 渕 上 隆 信



## 専決第2号

### 市長専決処分の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月25日 専決

敦賀市長 渕上 隆 信

#### 1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

#### 2 損害賠償の額

金169,873円

#### 3 事故の態様

令和4年2月10日午前10時34分ごろ、敦賀市役所職員駐車場で除雪の際、市職員の運転する除雪車が駐車場で前進したところ、その前方に駐車していた相手方車両に接触した事故である。

#### 4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。



報告第 8 号

専決処分事項の報告の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 6 月 6 日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信



## 専決第8号

### 市長専決処分の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月23日 専決

敦賀市長 淵 上 隆 信

#### 1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

#### 2 損害賠償の額

金89,094円

#### 3 事故の態様

令和4年2月25日午後3時30分ごろ、敦賀市役所庁舎屋根から雪塊が落下し、同思いやり駐車場横舗装部分に停車していた相手方車両が損傷した事故である。

#### 4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。



報告第9号

継続費繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和3年度敦賀市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 渕 上 隆 信

令和 3 年 度 敦 賀 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	継 続 費 の 額 総	令 和 3 年 度 継 続 費 予 算 現 額		
				予 算 計 上 額	前 年 度 次 額 越 繰 越	計
12 衛 生 費	10 清 掃 費	一 般 廃 棄 物 最 終 事 業 処 分 場 整 備	4,301,448,000	42,504,000		42,504,000

継 続 費 繰 越 計 算 書

(単位 円)

支出済額 及 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
15,200,000	27,304,000	27,304,000	3,549,000	4,064,000	14,100,000	5,591,000



報告第10号

繰越明許費繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度敦賀市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 渕 上 隆 信

令和3年度敦賀市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
6 総務費	5 総務管理費	電子計算機器管理経費	8,554,000	8,554,000
6 総務費	10 徴税費	地方税ポータルシステム関係経費	1,463,000	1,463,000
6 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム改修事業	4,587,000	4,587,000
9 民生費	5 社会福祉費	生活困窮者自立支援金給付事業	6,120,000	6,120,000
9 民生費	5 社会福祉費	非課税世帯等臨時特別給付金事務費	18,000,000	726,000
9 民生費	5 社会福祉費	非課税世帯等臨時特別給付金	40,000,000	40,000,000
9 民生費	10 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金事務費	173,000	173,000
9 民生費	10 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金	11,000,000	11,000,000
12 衛生費	10 清掃費	清掃センター整備事業	19,635,000	19,635,000
18 農林水産業費	15 水産業費	漁港施設保全事業	28,000,000	28,000,000
21 商工費	5 商工費	テイクアウト・デリバリーサービス促進事業	76,161,000	60,219,193
24 土木費	10 道路橋りょう費	国道8号空間整備事業	13,574,000	13,574,000
24 土木費	10 道路橋りょう費	道路改良事業	87,000,000	87,000,000
24 土木費	10 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	13,800,000	13,800,000
24 土木費	25 都市計画費	市営駐車場管理費	6,050,000	6,050,000
24 土木費	25 都市計画費	大規模盛土調査事業	2,772,000	2,772,000
24 土木費	25 都市計画費	都市公園整備事業	4,200,000	4,200,000
24 土木費	25 都市計画費	多世代型ウェルネス広場整備事業	81,090,000	81,090,000
24 土木費	25 都市計画費	駅西地区土地活用事業	176,487,000	176,486,550
24 土木費	25 都市計画費	北陸新幹線駅周辺施設整備事業	18,460,000	18,460,000
24 土木費	25 都市計画費	北陸新幹線駅周辺道路整備事業	312,586,000	312,586,000
24 土木費	25 都市計画費	北陸新幹線建設事業費負担金	164,245,000	84,738,238
24 土木費	25 都市計画費	北陸新幹線関連公共施設等整備事業	28,310,000	27,870,000
24 土木費	30 住宅費	空き家等対策事業	1,762,000	1,762,000
24 土木費	30 住宅費	市営住宅改修事業	55,004,000	55,004,000

繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			4,277,000	4,277,000
				1,463,000
	4,587,000			
	6,120,000			
	726,000			
	40,000,000			
	173,000			
	11,000,000			
	6,545,000		2,618,000	10,472,000
	15,400,000	6,300,000	6,300,000	
				60,219,193
	6,787,000	6,100,000		687,000
	47,850,000	39,100,000		50,000
	7,590,000	6,200,000		10,000
				6,050,000
	1,386,000			1,386,000
	2,100,000	2,100,000		
	50,000,000			31,090,000
	74,900,000	29,300,000		72,286,550
	10,153,000	4,500,000	3,807,000	
	171,922,000	139,900,000		764,000
		76,200,000		8,538,238
	13,935,000			13,935,000
			1,762,000	
		55,000,000		4,000

款	項	事業名	金額	翌年度額
30 教育費	10 小学校費	小学校校舎等改修事業	25,252,000	25,252,000
30 教育費	10 小学校費	小中一貫校整備事業	250,802,000	250,802,000
30 教育費	15 中学校費	中学校給排水 設備改修事業	70,381,000	70,381,000
30 教育費	25 社会教育費	国宝朝鮮鐘保存 整備事業費補助金	811,000	811,000
30 教育費	25 社会教育費	みなとつるが山車 会館魅力向上事業	30,162,000	30,162,000
30 教育費	30 保健体育費	運動公園テニス コート改修事業	27,800,000	27,800,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	8,501,000	16,700,000		51,000
	132,301,000	118,200,000		301,000
	18,023,000	35,500,000		16,858,000
				811,000
	15,080,000			15,082,000
	12,900,000	12,900,000		2,000,000



報告第11号

繰越明許費繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度敦賀市産業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信

令和3年度敦賀市産業団地整備事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
3 産業団地整備事業費	5 産業団地整備事業費	第2産業団地整備事業	8,000,000	8,000,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8,000,000				



報告第12号

繰越明許費繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信

令和 3 年度敦賀市公共用地先行取得事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
5 公共用地先行取得事業費	5 公共用地先行取得事業費	国道 8 号敦賀防災事業	387,346,000	323,500,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
100,000		323,400,000		



報告第13号

繰越計算書の報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度敦賀市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信

令和3年度敦賀市水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	配水設備改良事業	376,295,000	334,281,200	30,000,000

予 算 繰 越 計 算 書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
企 業 債	工事負担金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
16,900,000	9,000,000	4,100,000	12,013,800		工事が遅延したことによる。



報告第14号

繰越計算書の報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度敦賀市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月6日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信

令和3年度敦賀市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水管渠整備事業	158,500,000		158,500,000

予 算 繰 越 計 算 書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
79,200,000	79,250,000	50,000			工事が遅延したことによる。